

おむつ代の医療費控除について

条件をすべて満たしている方については、高齢者支援課でも、おむつ代が医療費控除として認められるための「おむつ使用証明書」を発行できます。

【対象者】

次の条件をすべて満たす方。

- ①おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降。
- ②市の介護保険被保険者で、要支援・要介護認定者。
- ③「障害高齢者の日常生活自立度」がB1、B2、C1、C2のいずれかで、尿失禁の発生可能性があると記載された方。

※詳細はお問い合わせください。

【問合先】 高齢者支援課 ☎0978-72-5189

福祉の各種手当をお知らせします

【特別障害者手当】

20歳以上の在宅の方で、著しく重度の心身障がい等があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方。

【障害児福祉手当】

20歳未満の在宅の方で、重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする児童（児童福祉施設等に入所している場合は対象外）。

【特別児童扶養手当】

精神、知的または身体に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護する父母、または養育者（児童が児童福祉施設等に入所している場合は対象外）。

いずれかの手当を受給できるとおられる方は、お問い合わせください。

【問合先】 福祉課 ☎0978-72-5164

要介護認定者の障害者控除について

障害者手帳をお持ちでない方でも、市発行の「障害者控除対象者認定書」を確定申告に添付することで、障害者控除が受けられます。

【対象者】

要介護・要支援認定を受けている65歳以上の方で、次に示す市の判定基準に該当する方。

①障害者控除

「障害高齢者の日常生活自立度」がAランク、または「認知症高齢者の日常生活自立度」がIIランクの方。

②特別障害者控除

「障害高齢者の日常生活自立度」がBランク以上、または「認知症高齢者の日常生活自立度」がIIIランク以上の方。

※詳細はお問い合わせください。

【問合先】 高齢者支援課 ☎0978-72-5189

市内3か所の景観を再生しました

県の森林環境保全推進関係事業を活用して、文珠山山頂、権現崎キャンプ場、梅園の里「天球館」の支障木を伐採し、景観を再生しました。各所の景観が良好になり、梅園の里「天球館」の天体観測環境も改善されましたので、ぜひ現地を訪れてみてください。



権現崎キャンプ場
伐採前



伐採後

【問合先】 まちづくり推進課
☎0978-72-5186

令和3年度 国東市配食サービス事業受託事業者を募集します

【委託業務の内容】

- ①市が決定した調理が困難な在宅の高齢者等に、1日につき1食(夕食)を配達する。
- ②定期的に(毎回、ほぼ同じ時間)に訪問するものとする。
- ③訪問の際、安否を確認し、健康状態に異常があった場合には関係機関への連絡等を行うものとする。
- ④1食当たりカロリー600~700kcal、食塩相当量3.5g以下で提供する。

【営業日】

配食日は原則として週5日以上とする。

【配達区域】

国見、国東、武蔵、安岐の4圏域のうち、1圏域以上提供できること。

【委託期間】

令和3年4月1日~令和4年3月31日

【募集期限】

1月20日(水)まで

※事業概要等、募集の詳細につきましては、市のホームページをご覧になるか、お問い合わせください。



国東市配食サービス事業について

【事業の目的】

調理が困難な在宅の高齢者等に対し栄養バランスのとれたお弁当(夕食)を配達し、食生活の改善および健康増進を図るとともに、安否の確認を行い、安心して在宅生活が継続できるよう支援するための事業です。



お弁当の例

【事業の対象者】

市で定めている利用基準を満たし、栄養改善、自立支援の観点から面接調査により必要と判断された方。詳細は、本庁高齢者支援課または各総合支所地域振興課までお問い合わせください。

【問合先】 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎0978-72-5189